

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年12月28日

【事業年度】 第17期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

【会社名】 株式会社バンク・オブ・イノベーション

【英訳名】 Bank of Innovation, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 樋口 智裕

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03-4500-2899

【事務連絡者氏名】 取締役CFO経営管理部長 河内 三佳

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03-4500-2899

【事務連絡者氏名】 取締役CFO経営管理部長 河内 三佳

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月
売上高 (千円)			3,061,423	2,129,218	2,428,853
経常損失 ( ) (千円)			70,305	801,937	1,015,877
親会社株主に帰属する 当期純損失 ( ) (千円)			74,581	541,587	838,454
包括利益 (千円)			74,581	541,587	838,454
純資産額 (千円)			1,256,883	722,287	399,324
総資産額 (千円)			3,183,586	2,469,325	2,039,889
1株当たり純資産額 (円)			327.97	188.13	95.54
1株当たり当期純損失 ( ) (円)			19.34	141.28	217.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)			39.5	29.2	18.7
自己資本利益率 (%)			5.9	54.7	151.8
株価収益率 (倍)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			246,552	729,831	974,294
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			12,052	65,443	96,359
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			344,156	74,916	349,186
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)			2,221,460	1,351,372	822,628
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)			183 〔10〕	185 〔6〕	170 〔4〕

- (注) 1. 第15期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 第15期、第16期及び第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第15期より連結財務諸表を作成しているため、第15期の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて計算しております。
4. 第15期、第16期及び第17期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため記載しておりません。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月
売上高	(千円)	5,052,275	4,295,187	3,061,423	1,968,046	1,546,385
経常利益又は 経常損失( )	(千円)	509,042	515,320	10,304	564,970	811,784
当期純利益又は 当期純損失( )	(千円)	363,242	373,911	6,286	414,383	605,076
資本金	(千円)	471,620	480,242	490,943	490,943	560,929
発行済株式総数	(株)	3,896,000	3,924,000	3,951,000	3,951,000	3,999,000
純資産額	(千円)	1,112,922	1,404,097	1,337,751	930,359	840,774
総資産額	(千円)	2,811,415	3,149,703	3,260,299	2,633,868	2,348,546
1株当たり純資産額	(円)	285.66	363.25	349.70	242.33	205.93
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益又は 当期純損失( )	(円)	99.98	96.10	1.63	108.10	157.29
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	98.91	95.37	1.63		
自己資本比率	(%)	39.6	44.6	41.0	35.3	35.1
自己資本利益率	(%)	44.3	29.7	0.5	36.5	69.0
株価収益率	(倍)	19.6	32.3	2,248.4		
配当性向	(%)					
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	446,205	461,906			
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	34,545	116,451			
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	297,663	55,235			
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	1,845,692	2,135,907			
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	141 〔18〕	166 〔18〕	173 〔7〕	172 〔4〕	154 〔2〕
株主総利回り (比較指標：東証マザーズ指 数)	(%) (%)	( )	158.5 (81.3)	187.4 (113.8)	90.6 (104.7)	163.6 (64.5)
最高株価	(円)	2,465	3,670	5,730	3,640	4,265
最低株価	(円)	1,476	1,307	1,170	1,773	1,472

(注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

2. 第16期及び第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第16期及び第17期の株価収益率は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 2018年3月27日開催の取締役会決議により、2018年4月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。そのため、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を記載しております。

5. 当社株式は、2018年7月24日付で東京証券取引所マザーズに上場しているため、株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は第14期以降を記載しております。

6. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

7. 第15期より連結財務諸表を作成しているため、第15期から第17期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2 【沿革】

当社は、2006年1月、代表取締役社長樋口智裕が開発した動画検索エンジン「Fo0000」の事業化を目的として設立されました。当社設立以後における経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2006年1月	東京都渋谷区において、株式会社バンク・オブ・イノベーションを設立。
2007年3月	動画検索エンジンサービス「Fo0000」をインターネット上に公開。
2007年5月	東京都中野区に本社移転。
2008年6月	東京都新宿区新宿に本社移転。
2010年2月	PCソーシャルゲーム事業を開始。
2010年10月	東京都新宿区大久保に本社移転。
2012年9月	スマートフォンゲーム事業を開始。
2013年3月	動画検索エンジンサービス「Fo0000」の事業譲渡に伴い、動画検索事業を終了。
2013年5月	PCソーシャルゲーム事業を終了。
2015年11月	東京都新宿区新宿に本社移転。
2018年7月	東京証券取引所マザーズ市場へ株式上場。
2019年11月	ゲーム以外の新規事業展開を目的として、子会社株式会社バンク・オブ・インキュベーションを設立。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、マザーズ市場からグロース市場へ移行。
2022年10月	「恋庭」の事業拡大を目指すため、株式会社バンク・オブ・インキュベーションを株式会社Koiniwaへ商号変更。
2022年11月	メタバースプロジェクトの新規事業展開を目的として、子会社株式会社バンク・オブ・インキュベーションを設立。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社である株式会社バンク・オブ・イノベーションの2社で構成され、「ロマン（世界で一番「思い出」をつくるエンターテインメント企業）」と「企業信念（良いものは必ず評価される）」の二つの企業理念のもと、人々の心に未永く刻まれるようなサービスの創出を目指してスマートフォンアプリの開発・運営に取り組むスマートフォンアプリ関連事業を行っております。

なお、当社グループはスマートフォンアプリ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(注) 2022年10月1日付で株式会社バンク・オブ・イノベーションは株式会社Koiniwaに商号変更しております。

#### (1) スマートフォンアプリについて

当社グループは、Google LLC及びApple Inc.等が運営するプラットフォーム上で提供するスマートフォンアプリを通じて、サービスを提供しております。多くのユーザーに楽しんでいただけるよう、基本的に無料で利用可能とし、より便利に利用するためのアイテム等を有料で販売しております。主たるサービスはゲームとその他サービスの2つに分類され、主なサービス内容は以下の通りとなります。

##### ゲーム

自社オリジナルのRPG（注1）アプリを提供しております。また、一部のサービスは自社IP（Intellectual Property：知的財産）として他社に著作物の利用許諾を行っており、他社から支払われるロイヤルティも当社の売上として計上しております。

提供しているサービスは、次のとおりであります。

2022年9月30日現在

サービス名 (配信開始年月)	プラットフォーム	オリジナル/ 他社IP	概要
ミトラスフィア (2017年8月)	App Store Google Play AndApp	オリジナル	多種多様な武具・アバター（注2）に加え、30種以上のボイスによる"なりきり"要素をふんだんに盛り込んだファンタジーRPGです。手軽に他のユーザーとのコミュニケーションとリアルタイムの冒険を楽しむことができます。 (累計700万ダウンロード超)
幻獣契約クリプトラクト (2015年2月)	App Store Google Play AndApp	オリジナル	90年代RPGを彷彿とさせるような王道コマンドバトルと派手なエフェクトによる本格的ファンタジーRPGです。豪華声優陣によるボイスがゲームへの没入感をさらに高めます。 (累計1,200万ダウンロード超)

(注) 1. 「RPG（ロールプレイングゲーム）」とは、ユーザーがゲーム内の登場人物となり、与えられる試練（冒険、難題、探索、戦闘等）を通して目的の達成を目指すゲームのことをいいます。

2. 「アバター」とは、ゲーム上におけるユーザーの分身となるキャラクターのことをいいます。

##### その他サービス

当社の連結子会社である株式会社バンク・オブ・イノベーションが開発・運営する、当社のゲームアプリ以外のサービスをいい、当連結会計年度末時点においては『恋庭』を提供しております。

(注) 2022年10月1日付で株式会社バンク・オブ・イノベーションは株式会社Koiniwaに商号変更しております。

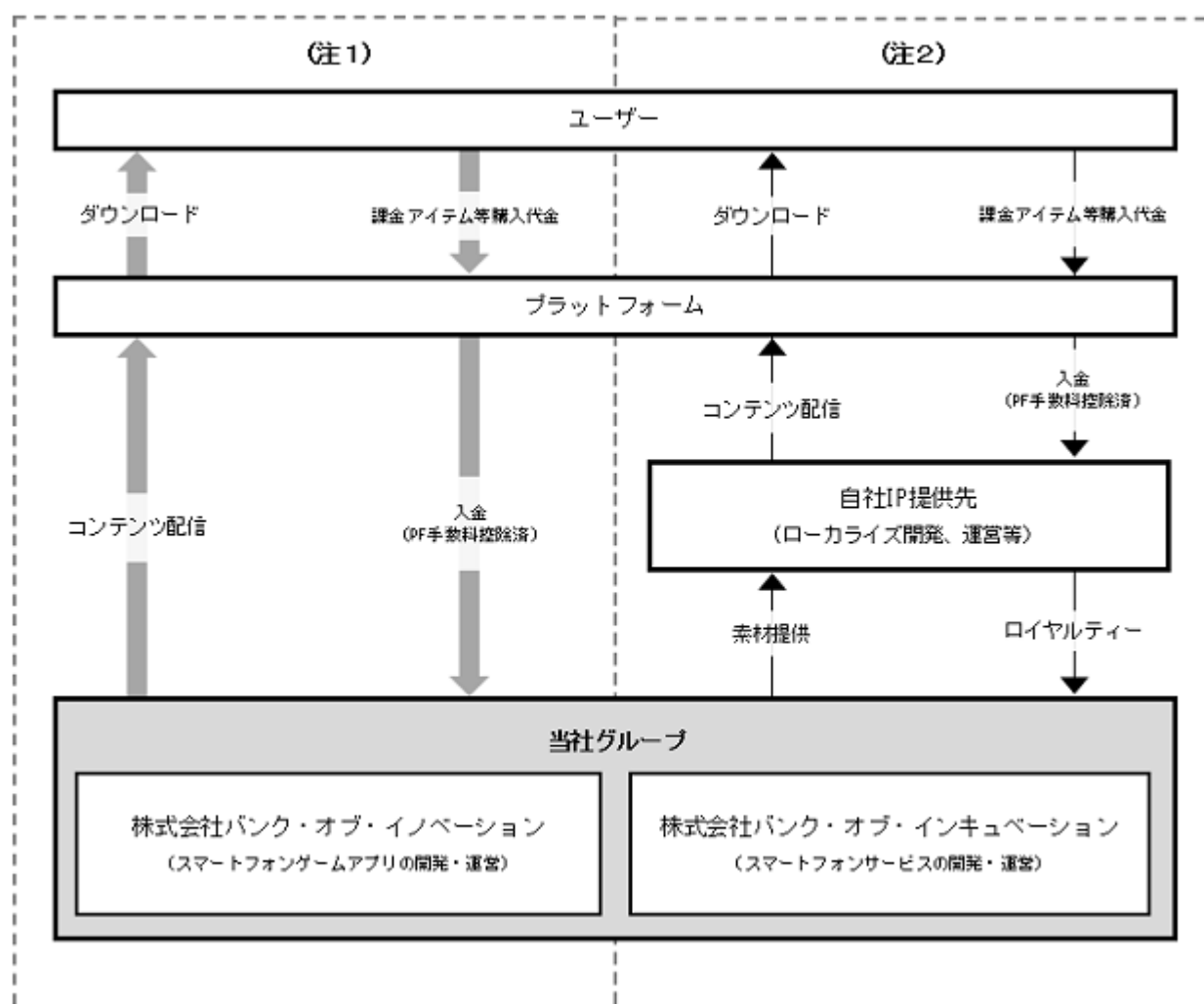
2022年9月30日現在

サービス名 (配信開始年月)	プラットフォーム	オリジナル/ 他社IP	概要
恋庭 (2021年4月)	App Store Google Play	オリジナル	「ゲームしてたら、恋人ができた。」をコンセプトに、ゲーム恋活アプリ利用者数No.1の「心でつながる」サービスを提供しております。 (累計100万ダウンロード超)

## サービス別売上高

タイトル名	2021年9月期		2022年9月期	
	売上高 (千円)	割合 (%)	売上高 (千円)	割合 (%)
ミトラスフィア	739,593	34.7	573,874	23.6
幻獣契約クリプトラクト	1,216,378	57.1	905,224	37.3
恋庭	173,246	8.1	949,738	39.1
その他			15	0.0
合計	2,129,218	100.0	2,428,853	100.0

当社の事業系統図は次のとおりです。



- (注) 1. 当社グループは自社で開発したスマートフォンアプリをプラットフォームにおいて無料で配信しております。アプリ内では課金アイテム等を販売しており、ユーザーが課金アイテム等を購入した場合、プラットフォーム運営会社の手数料（プラットフォーム運営会社による代金回収代行業務及び売上管理業務等にかかる手数料。以下、「PF手数料」という。）が差し引かれた金額が当社に入金されます。
2. 当社は自社で開発したゲームアプリを自社IPとして他社に提供しており、自社IP提供先は海外版等のゲームアプリを開発し、プラットフォームで無料で配信しております。ゲームアプリ内では課金アイテム等を販売しており、ユーザーが課金アイテム等を購入した場合、PF手数料が差し引かれた金額が自社IP提供先に入金されます。当社はその入金の一部をロイヤルティーとして受け取っております。
3. 2022年10月1日付で株式会社バンク・オブ・イノベーションは株式会社Koiniwaに商号変更しております。

(2) 当社の特徴及び強みについて

ゲームアプリの長期運営

当社は、「ゲームに対して積極的なユーザー層（注）」を想定主要顧客とし、自社IPかつグローバル配信を前提に開発しております。そして、多くのお客様に長く遊んでいただくことを長期安定運営の基盤とし、当社がゲームをより深く楽しんでいただくための施策を投じていくことによって強化されていくものと考えております。当社の運営力の源泉は確立されたPDCAサイクルであり、ユーザー動向のデータ分析、KPI（重要業績評価指標）変動要因の把握、新機能の立案及び実装後におけるKPI推移の確認や他社分析の実行等によって成り立っております。

当社は、これまでのPC向けゲームやゲームアプリ開発における成功・失敗のあらゆる面から蓄積したノウハウの活用、そして「お客様と共にゲームをつくっていく」という姿勢を通してサービスの長期運営に取り組んでまいりました。ゲーム内で実施したアンケートやお問い合わせに寄せられたご意見・ご要望等を参考に、解決すべき課題の洗い出しや施策への活用、グラフィックのブラッシュアップ等、様々な取り組みを続けた結果、2015年2月に配信を開始した「幻獣契約クリプトラクト」は現在も多くのお客様に楽しんでいただいております。

（注）当社では、現在においてスマートフォンゲームや家庭用ゲーム機、PCゲーム等に親しんでいる層のほか、これらのゲームにかつて深く親しんだ経験のある層を対象としております。

プロモーション

当社は、設定した予算内でより費用対効果があると判断したプロモーションを実施しております。また、プロモーション単価のコントロールを適切に行うため、実施したプロモーション施策についてのデータ分析及びPDCAサイクルを遂行しております。プロモーション手法は基本的にウェブ中心ですが、ゲーム内施策との連携を行うなど、ユーザー訴求効果が見込めるような施策も取り入れております。

自社IPの活用

当社は、今後の中長期的な成長を見据えるために、収益貢献度が高く、かつ他社IPの制約にとらわれない開発が可能であるオリジナルタイトルの開発・運営を主力としており、プロモーションとの連携によって自社IPの確立及び収益の多角化を図っております。現行の取り組みといたしましては、同業他社に対する当社の著作物利用許諾を通して、国内外へ向けたスマートフォン、PC等のプラットフォーム展開を行っており、当社はロイヤルティを受け取っております。



## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社バンク・オブ・イン キュベーション	東京都新宿区	100,000	スマートフォ ンサービスの 開発・運営	100.0	経営の管理 役員の兼任 3名 出向者の派遣 資金の援助

- (注) 1. 特定子会社であります。また、2022年10月1日付で株式会社バンク・オブ・インキュベーションは株式会社 Koiniwaに商号変更しております。
2. 債務超過会社であり、2022年9月末時点における債務超過額は341,449千円であります。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2022年9月30日現在

従業員数(名)
170 (4)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（契約社員及びアルバイトを含み、人材会社からの派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。なお、当社グループから他社への出向者及び他社から当社グループへの出向者はありません。
2. 当社グループは「スマートフォンアプリ関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

## (2) 提出会社の状況

2022年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
154 (2)	31.7	5.4	5,191

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員（契約社員及びアルバイトを含み、人材会社からの派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておませんが、労使関係は安定しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、企業理念である「ロマン（世界で一番「思い出」をつくるエンターテインメント企業）」と「企業信念（良いものは必ず評価される）」のもと、スマートフォンゲームアプリを中心に高品質のサービスを提供していくことで、株主価値の最大化及び企業価値の向上を目指してまいります。

#### (2) 経営戦略

当社グループは、スマートフォンゲーム市場において継続的に企業価値や株主価値を高めていくために、以下の戦略によって事業の拡大を目指してまいります。

なお、当社グループが事業を展開する業界は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を直接的に受けづらい業界であり、当社グループにおいても本書提出日現在、事業及び業績に大きな影響を及ぼす事項はありません。今後につきましても、予期せぬ事態が発生した場合に備え、状況推移を注視してまいります。

##### 良いものづくり

当社グループは、サービスの提供を通してユーザー満足度の最大化、かつ株主価値の向上を目指すにあたり、良いものづくりをしたい経営陣・従業員が互いに尊重しながら開発を行っていくことが重要であると考えております。そこで、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) 当社の特徴及び強みについて」において前述した開発・運営における強みをベースに「品質最優先」の開発を最重要事項に掲げるとともに、開発期間の期限をあえて設けず、品質に納得したタイミングで配信を目指すフェーズへ進む方針のもと、質の高いサービスの開発に取り組んでおります。

##### 自社IPの創出

当社グループが掲げるロマンを達成するには、「20年先、30年先にも残るような価値あるIP」を創出することが重要であると考えております。その中で当社グループは、1本のタイトルをヒットさせるにとどまることなく、その先も長く人々の心に残るようなIPを作っていきたいという強い気持ちがあります。そのために、既存タイトルのIP活用の推進などといったIPの認知度向上のための取組みを実施しており、新作タイトルについても積極的に検討してまいります。

##### 海外市場展開

当社が今後、収益規模の拡大を目指すにあたり、日本市場だけでなく世界に向けたサービスの開発に取り組むことが重要であると考えており、現在開発中の新作ゲームアプリは世界同時配信かつ自社配信（ただし、中国等の一部国・地域を除く。）を前提に進めております。また、将来的な自社配信による収益拡大を目指し、現地のパブリッシャーと連携し配信している既存ゲームアプリの海外配信で得られる各種データ分析等を通して、海外市場の展開に必要なノウハウの蓄積に取り組んでおります。

#### (3) 目標とする経営指標

当社グループは、翌期以降3年間における売上高及び営業利益それぞれの合計金額を重要な経営指標とし、中長期的に株主価値の最大化を図ってまいります。

#### (4) 経営環境及び優先的に対処すべき課題

日本国内のスマートフォンゲーム市場を取り巻く環境においては、市場の成熟化が進む一方で上位タイトルのけん引によって安定した推移を続けております。また、2021年の全世界アプリストア消費支出は1,700億ドルに到達したと公表されております（参考：App Annie「モバイル市場年鑑2022」）。

このような事業環境のもと、当社グループは今後もゲームアプリを中心に事業規模を拡大し、将来的にスマートフォンを活用したエンターテインメント領域に進出したいと考えております。当社グループはその実現のため、以下の課題の解決に取り組んでまいります。

#### 収益力の高いサービスの提供

当社グループがスマートフォンアプリ関連事業においてより一層成長していくためには、収益力が高く、かつ多くのユーザーが長期的に楽しめるような質の高いサービスを提供していくことが重要であると考えております。当社グループは引き続き、既存タイトルの開発・運営を通して蓄積した各種データやノウハウを活用することで、新たな収益の創出に繋げてまいります。

#### 優秀な人材の確保

当社グループは、今後の市場の動向やユーザーの多様化に迅速に対応していくために、優秀な人材の獲得及び育成が課題であると認識しておりますが、有能な人材ほど他社との獲得競争が激しく、採用が難しくなる状況となることも考えられます。当社グループでは、社内研修の強化、福利厚生の充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるようなオリジナリティのあるヒットタイトルを継続的に提供していくことで採用強化に繋げたいと考えております。また、事業活動を通してコーポレートブランドを高め、ゲームだけではなく企業としての魅力を世の中に訴求していくことも重要であると考えております。

#### サービスの安全性及び健全性の強化

オンラインゲーム業界においては、リアル・マネー・トレード（オンライン上のキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等を、現実の通貨で売買する行為のこと）や、有料アイテムの不適切な出現確率表示、未成年による課金などの問題が社会的に度々提起されております。また、マッチングサービス業界においては「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」等の法的規制により、業界全体で環境整備が進んでまいりました。当社グループは、こうした状況を踏まえ、事業に関連する業界の健全性や成長性を損なうことのないように対応していくことが重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体の自主規制を遵守しております。

#### システム管理体制の強化

当社グループが提供するサービスは、多数のユーザーが同時にネットワークに接続することを想定しておりますが、主にサービス開始時や大型メンテナンス終了時等においてシステムに想定以上の負荷がかかった場合、サービスの提供に支障が生じることがあります。当社グループは、ユーザーがいつでも快適にサービスを利用できる体制を整備することが重要であると認識しており、システム基盤や管理体制の強化を通して、安定したサービス提供を目指してまいります。

#### 組織体制の強化

当社グループが、今後更なる業容拡大を図るためには、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を支える組織体制・内部管理体制の強化が重要であると考えております。当社グループとしましては、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部管理体制の強化やリスク管理の徹底と業務の効率化を図ってまいります。

## 2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資判断上あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 事業環境に関するリスク

#### スマートフォンゲーム市場の動向について

当社グループの事業領域である日本国内のスマートフォンゲーム市場は、1兆円規模を安定して推移しつつも、海外勢の参入等により競争が激化しております。また、オンラインマッチングサービス市場は婚活需要の高まりとともに社会的な認知が進んでおり、一層の市場拡大が見込まれております。しかしながら、新たな法的規制や通信事業者の動向によって、市場の成長を阻害するような要因が重なった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### プラットフォーム運営事業者の動向について

当社グループのスマートフォンアプリ関連事業では、アプリストアを通じてユーザーへサービスを提供しており、特にApp Storeを運営するApple Inc.並びにGoogle Playを運営するGoogle LLCの2社に対する収益依存が大きくなっております。また、当社グループは各運営事業者の定める規約を遵守するとともに、各運営事業者に対して代金回収代行業務及び売上管理業務等にかかる手数料を支払っております。しかしながら、アプリストアの売上等の各種ランキングの仕様変更や今後起こり得る規約変更をはじめとする各運営事業者の動向によって当社グループのサービス提供が困難となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合他社について

当社グループはオリジナル2Dグラフィックの制作技術で差別化を図り、高品質のスマートフォンアプリを提供し続けることを目指してまいります。しかしながら、同業他社との競争激化によって優位性を保てなくなった場合には、当社の提供するスマートフォンアプリの利用者数が減少し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 事業・サービスに関するリスク

#### スマートフォンアプリの開発及び運営について

当社グループは、主にRPGのゲームアプリの開発・運営を行っておりますが、これまでの運営で蓄積したノウハウの活用により、着実にユーザー数や売上規模が拡大するとともに、ユーザーから主にグラフィック面において一定の評価を得ていると認識しております。しかしながら、これらのサービスにおいてはユーザーの嗜好の移り変わりが激しく、ユーザーニーズの的確な把握や、ニーズに対するコンテンツの導入が、何らかの要因により困難となった場合には、ユーザーへの訴求力の低下等から当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 特定のタイトルにおける収益依存について

当社グループは、売上の大部分を特定のアプリに依存している状況にあり、2022年9月期における売上高に対して、「恋庭」が39.1%、「幻獣契約クリプトラクト」が全体の売上高の37.3%と大きな割合を占めております。当社グループといたしましては、確立されたPDCAサイクルの実行によって既存タイトルのサービス向上に取り組む一方で、人的資源を新規開発に集中させることで新たなサービスの創出に注力してまいります。しかしながら、今後既存タイトルの収益が想定よりも大きく下回った場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### サービスの安全性及び健全性について

当社が提供するゲームアプリは、不特定多数の個人ユーザーが、各ユーザー間において独自にコミュニケーションを取ることができる機能を設ける場合があります。当社は、健全なコミュニティを育成するため、利用規約において社会的問題へと発展する可能性のある不適切な利用の禁止を明示しております。また、ゲーム上において会話又は投稿するにふさわしくない禁止語句の設定やユーザー等のモニタリングを常時行っており、規約に

違反したユーザーに対しては、改善の要請や退会等の措置を講じるよう努めております。当社グループは引き続き、健全性維持の取り組みを実施してまいりますが、万が一当社が把握できなかったユーザーの不適切な行為によってトラブルが生じた場合には、利用規約の内容に関わらず、当社が法的責任を問われる可能性があります。また、法的責任を問われない場合においても、企業の信用やブランド価値が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、事業規模の拡大に伴い、コンテンツの健全性の維持、向上のために必要な対策を講じていく方針ではありますが、これに伴うシステム対応や体制強化の遅延等が生じた場合や、対応のために想定以上に費用が増加した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、オンラインゲーム業界においては、リアル・マネー・トレードが一部ユーザーにより行われております。当社のゲームアプリには、ユーザー同士でアイテムを交換する等の機能は設けておりませんが、ごく一部のユーザーが希少なアイテムを保有するゲームアカウントをオークションサイトに出品している事例が発生しております。当社では、利用規約においてゲームアカウントの売買を禁止する旨を表記するとともに、オークションサイトの適時監視も行っております。しかしながら、当社に関連するリアル・マネー・トレードが大規模に発生、拡大した場合には、当社サービスの信頼性が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### システム障害について

当社グループの事業は、スマートフォンやPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故（社内外の人的要因によるものを含む）等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は深刻な影響を受けます。また、当社グループの運営する各サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な様々な要因によってコンピュータ・システムがダウンした場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 開発・運営コストの増加について

当社グループは、自社による開発・運営を行っていることから、開発運営費が高くなる傾向にあります。当社グループでは引き続き、コストコントロールを行いながら高品質アプリの開発に取り組んでまいりますが、アプリ内コンテンツの高品質化等の影響により開発運営費が高騰した場合、また、サービス開始後の売上が想定どおりとならない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループはウェブ中心のプロモーションを実施する中で、広告宣伝費の予算管理や費用対効果を見極めた広告宣伝を実施しておりますが、今後の市場動向によって広告単価が上昇した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。併せて、Web広告や動画の配信等の広告宣伝活動は、当社グループが自社IPの確立を目指すうえでは不可欠な取り組みであります。多額の広告宣伝費が必要となることもあり、場合によっては利益を圧迫する可能性があります。さらに投下した広告宣伝費が期待した効果を得られないケースも考えられ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 開発フェーズの長期化について

当社グループは、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営戦略」に記載のとおり、開発期間の期限をあえて設けない「品質最優先」を最優先事項とし、国内外において20年先・30年先にも残るような価値あるIPの創出を目指すという戦略のもとで事業を進めてまいります。また、当社グループの人員規模や経営資源等を勘案し、ヒットの確率をより高めるために1～2本に集中して新作ゲームアプリ及び新規サービスの開発に取り組んでまいります。なお、当社グループでは以下の対策を講じ、開発フェーズの後退防止に努めております。

#### イ．プログラミング言語（開発言語）に起因する防止策

半期に一度、エンジニアリング推進室が開発言語に関する調査を実施し、使用中の開発言語に有効性があることを確認しております。

#### ロ．世界観設定等の変更に起因する防止策

経営会議の開発進捗確認（月次で実施）によって、世界観設定等の変更に伴うグラフィックの変更を防止しております。

#### ハ．ブラッシュアップ（品質向上）期間に起因する防止策

新作タイトルの開発スケジュールで品質向上のための猶予期間を3カ月設定しており、ブラッシュアップが発生した場合においても対応できる体制としております。

また、当社グループは高品質ゲームアプリの開発のために開発ラインの数を絞り込んでいるため、事業展開における柔軟性は決して高いとはいえません。よって、事業環境や業界の動向によっては、早急な対応が容易ではない体制であると捉えており、開発期間が長期化した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 新たな事業展開について

当社グループは将来的に、現在のスマートフォンアプリ関連事業から、スマートフォンゲームコンテンツを活用したエンターテインメント領域に進出したいと考えており、追加的な支出が発生する可能性や、当社が今まで想定していない新たなリスクが発生する可能性があります。このため、新たな事業展開が想定どおりに進捗しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 海外展開について

当社グループにおける既存ゲームアプリは、当社と現地企業との間で締結した契約に基づき、現地企業によるローカライズ開発・運営がなされており、当社は著作権利用料を受け取っております。現在開発中の各サービスについては、自社配信を前提に進めておりますが、顧問弁護士を通して法令調査等を実施するなど事前のリスク回避に努めております。しかしながら、展開予定先の情勢や特有の法的規制により想定通りに展開できない場合、対応にかかるコストが増加するほか、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 法的規制に関するリスク

#### インターネットに関連する法的規制について

当社の事業に関連する各種法的規制等については、随時対応しております。しかしながら、不測の事態により、万が一当該規制等に抵触しているとして何らかの行政処分等を受けた場合、また、今後これらの法令等が強化され、もしくは新たな法令等が定められ当社の事業が制約を受ける場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### サービスに関する法的規制等について

当社グループが属するスマートフォンゲーム業界は、主に「有料アイテム」における過度な射幸心の誘発等の問題が度々提起されており、近年においても「不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という。）」における有利誤認・優良誤認や「資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という。）」における仮想通貨の取扱いについて取り上げられております。当社グループでは、景品表示法にかかる対策として、当社の顧問弁護士との協議や法改正に関する情報交換、日本オンラインゲーム協会（JOGA）が制定しているガイドラインの遵守等に自主的に取り組んでおります。また、資金決済法に関しては同法が定める規定に従って金融機関との間で発行保証金保全契約を締結するなどにより遵守しております。さらに「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の適用を受けるサービスを提供しておりますが、インターネット異性紹介事業者としての届出やサービス内における年齢認証等を実施しており、法令等を順守のうえでユーザーに安心してご利用いただけるサービス提供に努めております。以上のことから、サービスの提供には大きな影響を与えていないものと認識するとともに、今後も変化する可能性がある社会的要請について、サービスを提供する企業として自主的に対応し、業界の健全性・発展性を損なうことの無いよう努めていくべきであると考えております。

しかしながら、今後、社会情勢の変化によって、既存の法令等の解釈の変更や新たな法令等の制定等、法的規制が行われた時に当社の事業が著しく制約を受ける場合には、当社グループの事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 知的財産権の管理に関するリスク

当社グループは、自社で提供しているサービスに関する知的財産の獲得に努めております。また、当社役員・従業員や人材派遣会社からの派遣社員などによる知的財産権の持ち出しリスクを含めて検討し、社内管理体制の強化によってリスク回避を図っております。現時点で、第三者より知的財産権に関する侵害訴訟を提起又は通知されている事実はなく、また顧問弁護士・顧問弁理士等と密に連携しており、一切他社の知的財産権を侵害していないと

いう認識ではありますが、万が一、当社の認識外で、第三者の知的財産を侵害した場合には、損害賠償請求や使用差止請求を受け、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 企業価値の毀損リスク

当社は、企業価値の維持及び強化がユーザーの信頼確保、当社の将来的な成長に繋がると考えております。事業を展開する中で想定されるトラブルを未然に防ぐため、上述「(3) 法的規制に関するリスク」に列挙した法的規制をはじめとする関連法規、ガイドライン並びに当社内で定める各種規則の遵守を徹底しておりますが、当社に関する否定的な評判・評価が世間に流布される場合には、当社の企業価値が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに、当社が事業を展開する中で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展した場合には、多額の訴訟対応費用が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 組織体制に関するリスク

##### 人材の採用と育成について

当社グループが、今後更なる業容拡大に対応するためには、継続して優秀な人材の確保・育成が重要な課題となります。人材獲得競争が過熱する中で、有能な人材が競合他社に引き抜かれる等により人材が流出するリスクも想定されますが、当社グループでは、現在も採用による人材の獲得に加え、入社後の社内研修、各種勉強会の開催、福利厚生の充実など、人材の育成及び流出に対応した各種施策を推進しております。しかしながら、新規の採用や社内における人材の育成が計画どおりに進まない場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、開発の内製化は、品質の担保や開発体制の強化につながる一方で、外注比率の低下によって適時のコスト削減がしづらいというデメリットがあります。当社グループでは、全従業員の生産性向上を目的とする人員配置を随時行っておりますが、売上が想定を下回る場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、利益率が低いサービスの運営に関して、KPI改善を図る中で人員配置がうまくいかず、事業撤退判断や経営判断に遅れが生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 代表者への依存について

当社の代表取締役社長である樋口智裕は、創業当時から最高経営責任者として当社の経営戦略・事業戦略においてきわめて重要な役割を担うほか、子会社である株式会社バンク・オブ・インキュベーションの代表取締役社長を兼務しております。当社グループは、同氏の属人性に依存することのない組織的な事業経営体制の構築を目的として、優秀な人材の採用及び育成並びに権限の委譲等を推進しております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社及び子会社の業務を継続することが困難となった場合、当社グループの事業推進等に影響を及ぼす可能性があります。

##### 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらには健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要であると認識しております。当社グループでは内部管理体制の充実に努めておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) その他のリスク

##### 資金調達について

当社は、スマートフォンアプリ関連事業における必要資金の多くを、主に金融機関からの借入金によって充当しており、当連結会計年度末現在の有利子負債は1,280百万円となっております。本書提出日時点では、金融機関との関係は良好であることから必要な資金の新規調達に懸念はないものと認識しております。しかしながら、将来、当社の信用格付けの引下げや金利変動に伴う資金調達コストの増加等、何らかの理由により資金調達が支障が生じた場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、調達資金が計画どおりに使用された場合でも、想定的成果を上げることができない可能性があります。

##### 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しているほか、資金調達を

目的としてストック・オプション以外の新株予約権も発行しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。当連結会計年度末現在のこれらの新株予約権による潜在株式数394,200株であり、発行済株式総数3,999,000株の9.86%に相当しております。

#### 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つであると認識しておりますが、当事業年度末時点においては内部留保並びに再投資によって1株当たり株主価値を向上させていくことを優先とし、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。なお、将来的には、事業の進捗状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案しながら、当社株式を中長期的に保有する方針をお持ちの株主・投資家の皆様を中心に経済的利益を享受していただけるよう、より良い方法を検討してまいりたいと考えております。

#### 自然災害等について

当社グループでは、自然災害、事故等に備え、定期的なバックアップ、稼働状況の常時監視等により、トラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社グループの所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社グループ設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 新型コロナウイルス感染症等の感染症について

当社グループが属するスマートフォンゲーム業界は、新型コロナウイルス感染症等の直接的な影響は受けづらい業界であり、当社グループにおいても本書提出日現在、事業及び業績に大きな影響を及ぼす事項はありません。引き続き今後の状況推移を注視してまいります。感染症の流行収束時期やその他の状況の経過により、当社グループの財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。



### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況からの脱却が進む社会経済活動や各種政策の効果により、景気が持ち直していくことが期待されておりますが、海外の金融政策による影響や供給面での制約、金融資本市場の変動等による影響には十分に注視する必要があります。

当社グループの事業を取り巻く環境においては、2021年の国内ゲームアプリ市場規模は1兆3,060億円と安定した推移が続いております（参考：株式会社角川アスキー総合研究所「ファミ通モバイルゲーム白書2022」）。

このような事業環境のもと、当社グループの中長期的な成長の要となる複数の新規アプリの企画・開発及び既存アプリの運営に取り組んでまいりました。ゲームにおいては経年による課金高の減少が続いた一方で、ゲーム恋活アプリ『恋庭』は2021年12月の大型アップデートを機に月間課金高・DAU等の各種KPIが好調に推移した結果、グループ全体の売上高は前連結会計年度比で増収となりました。しかしながら、新作アプリの開発費用及び『恋庭』・2022年10月18日に配信を開始した新作RPG『メメントモリ』のプロモーション費用が先行したことが主な要因となり、引き続き営業損失を計上する結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,428,853千円（前連結会計年度比14.1%増）、営業損失1,008,362千円（前連結会計年度は営業損失807,587千円）、経常損失1,015,877千円（前連結会計年度は経常損失801,937千円）、親会社株主に帰属する当期純損失に関しては838,454千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失541,587千円）となりました。

なお、当社グループはスマートフォンアプリ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

##### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度と比べて528,744千円減少し、822,628千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果使用した資金は974,294千円（前連結会計年度比244,462千円の支出増）となりました。主な要因は、税金等調整前当期純損失の計上1,015,877千円、売上債権の増加額72,427千円、未払金の増加額108,392千円であります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果得られた資金は96,359千円（前連結会計年度は65,443千円の支出）となりました。主な要因は、定期預金の純減101,000千円、無形固定資産の取得による支出2,104千円、敷金及び保証金の差入による支出2,335千円であります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果得られた資金は349,186千円（前連結会計年度は74,916千円の支出）となりました。主な要因は、短期借入金の純増額300,000千円、長期借入金の純減額466,305千円、株式の発行による収入137,139千円、自己株式の処分による収入351,893千円、新株予約権の発行による収入26,660千円であります。

##### 生産、受注及び販売の状況

###### a . 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、記載を省略しております。

## b. 受注状況

当社グループは受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

## c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループはスマートフォンアプリ関連事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	前年同期比 (%)
スマートフォンアプリ関連事業 (千円)	2,428,853	14.1

(注) 1. 当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
Apple Inc.	1,086,214	51.0	1,274,651	52.5
Google LLC	851,780	40.0	786,472	32.4

2. 相手先は決済代行業者であり、ユーザーからの代金回収を代行しております。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

## 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とする箇所があります。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成における重要な会計方針及び見積りは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 及び (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

## 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

## a. 経営成績等

## 1) 財政状態

## (資産)

当連結会計年度末における総資産は2,039,889千円となり、前連結会計年度末に比べ429,436千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が629,744千円減少、繰延税金資産が180,435千円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債は1,640,564千円となり、前連結会計年度末に比べ106,473千円減少いたしました。これは主に、短期借入金が300,000千円増加、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）が466,305千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は399,324千円となり、前連結会計年度末に比べ322,963千円減少いたしました。これは主に、新株予約権行使により資本金及び資本剰余金が315,519千円増加、自己株式が182,740千円減少、親会社株主に帰属する当期純損失を838,454千円計上したことに伴い利益剰余金が減少したことによるものであります。

2) 経営成績

(売上高)

当連結会計年度の売上高は2,428,853千円（前連結会計年度比14.1%増）となりました。詳細は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は2,381,676千円（前連結会計年度比2.4%増）となりました。増減の主な要因としては、既存アプリの課金高増加に伴うプラットフォーム手数料の増加によるものであります。

この結果、当連結会計年度の売上総利益は47,177千円（前連結会計年度は売上総損失197,795千円）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は1,055,539千円（前連結会計年度比73.1%増）となりました。増減の主な要因としては、「恋庭」及び新作RPG「メントモリ」に係る広告宣伝費の増加によるものであります。

この結果、当連結会計年度の営業損失は1,008,362千円（前連結会計年度は営業損失807,587千円）となりました。

(営業外損益、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は10,168千円（前連結会計年度比46.6%減）、営業外費用は17,683千円（前連結会計年度比32.0%増）となりました。営業外収益の主な内訳は受取手数料の発生6,413千円、営業外費用の主な内訳は支払利息の発生15,246千円であります。

この結果、当連結会計年度の経常損失は1,015,877千円（前連結会計年度は経常損失801,937千円）となりました。

(特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の特別損益は、特別利益及び特別損失ともに計上がありませんでした。

これらの結果、税金等調整前当期純損失は1,015,877千円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失801,937千円）となり、法人税、住民税及び事業税3,012千円並びに法人税等調整額 180,435千円の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失は838,454千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失541,587千円）となりました。

3) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因は「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであり

ます。

c．資本の財源及び資金の流動性

当社の事業活動における運転資金需要の主なものは、広告宣伝費、人件費、地代家賃等であります。このほか、会社の成長に必要な設備投資等を含め、収入と支出のバランスを考慮して資金運用を実施することを主たる方針としております。

これらの運転資金については、自己資金、金融機関からの借入及び新株の発行により調達しております。

d．経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、翌期以降3年間に於ける売上高及び営業利益それぞれの合計金額を経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための指標と位置付け、その向上を目指しております。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

(1) スマートフォン・タブレット端末向けアプリプラットフォーム運営事業者との契約

相手先の名称	国名	契約名称	契約内容	契約期間
Google LLC	米国	Google Play デベロッパー販売 / 配布契約書	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	定めなし
Apple Inc.	米国	iOS Developer Program License Agreement	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	1年間 (1年毎の自動更新)

(2) 会社分割（簡易新設分割）

当社は、2022年9月6日開催の取締役会において、メタバースプロジェクト（ゲーム×メタバース）新規事業に関する権利義務を新設分割により新設する株式会社バンク・オブ・インキュベーションに承継させることを決議し、2022年11月1日に設立手続きが完了いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

#### 5 【研究開発活動】

当社グループは、「世界で一番「思い出」をつくるエンターテインメント企業」というロマンを達成すべく、日々の研究開発に取り組んでおります。研究内容といたしましては、スマートフォンアプリの開発を目的とした市場調査・分析、テスト開発等であります。

当連結会計年度における研究開発費の総額は、559,793千円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における主要な設備投資は、基幹業務システムの導入6,651千円であります。  
なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

当社は、スマートフォンアプリ関連事業を行っております。  
主要な設備は、以下のとおりであります。

2022年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都新宿区)	事務所用設備	42	5,129	6,407	11,578	154 (2)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は116,405千円であります。  
3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（契約社員及びアルバイトを含み、人材会社からの派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
4. 当社の事業セグメントは、スマートフォンアプリ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 国内子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,000,000
計	14,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年12月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,999,000	3,999,000	東京証券取引所 (グロース市場)	単元株式数は100株であります。
計	3,999,000	3,999,000		

- (注) 1. 当社株式は、2022年4月4日付の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、マザーズ市場からグロース市場へ移行しております。
2. 提出日現在発行数には、2022年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

##### 第8回新株予約権

決議年月日	2017年9月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 2
新株予約権の数(個)	4 [4]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000 [4,000] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり750 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	2019年10月1日から2026年9月30日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 (注) 6 資本組入額 375 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末(2022年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1,000株であります。

但し、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1株未満

の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が調整前行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記のほか、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 当該期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の子会社及び関連会社（「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にある者であることを要する。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではなく、相続人に上記は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。

新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。

新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行行使を認めた場合はこの限りではない。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の から に定める事由が生じた場合、それが生じた日に新株予約権を無償で取得することができる。また、当社は、新株予約権を取得する場合、新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画の承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会の承認（株主総会決議が不要の場合は取締役会決議と読み替える。）がなされた場合

新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、当社との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合

新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合

新株予約権者が当社と類似の営業を営む会社の役員に就任した場合

6. 2018年3月27日開催の取締役会決議により、2018年4月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

当事業年度において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## 第9回新株予約権

決議年月日	2022年8月19日
新株予約権の数(個)	2,902
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 290,200 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初 3,475 各行使請求の通知日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」)における直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する価額に修正されるが、その価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額とする。 (注)3
新株予約権の行使期間	2022年9月6日から2023年9月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しており、提出日の前月末現在(2022年11月30日)において変更はありません。

- (注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項及び行使停止条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項及び行使停止条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。
- (1) 第9回新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式450,000株、割当株式数(下記2(1)に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(下記3(1)に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、下記2に記載のとおり、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、第9回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)7. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使請求の効力が発生する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は1,738円を下回らないものとする。上記(2)の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額である。
- (5) 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は450,000株(当事業年度末現在の発行済株式総数に対する割合は11.3%)。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(上記(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：本新株予約権の発行価額の総額26,550,000円に下限行使価額である1,738円で本新株予約権全部が行使された場合の782,100,000円を合算した金額である808,650,000円(ただし、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている。



## (8) 権利の行使に関する事項について割当先との間の取決め内容

当社は、大和証券株式会社（以下「大和証券」）との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」）を締結いたしました。

本新株予約権買取契約において、大和証券は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨並びに大和証券が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定しております。なお、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することは妨げられません。

当社は、大和証券との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、2023年3月3日までの間、本新株予約権が存する限り、大和証券の事前の書面による承諾なくして、当社普通株式若しくはその他の株式又は当社普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意しております。

発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。

ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。

本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。

本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。

合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

## (9) 当社の株券の売買について割当先との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

## (10) 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

## (11) その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、以下のとおりであります。

## (1) 第9回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式450,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は、100株とする。)

ただし、本欄第2項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

## (2) 当社が下記第3項の規定に従って行使価額(同欄第(1)項第号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記第3項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第3項第号及び第号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、第(3)項第号(G)に定める場合その他摘適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

## 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。

## (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

第9回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初3,475円とする。ただし、行使価額は本欄第2項又は第3項に従い修正又は調整される。

## (2) 行使価額の修正

行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。

修正後行使価額の算出において、算定基準日に本欄第3項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

本項第 号及び第 号による算出の結果得られた金額が下限行使価額である1,738円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は本欄第3項の規定を準用して調整される。

### (3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第 号乃至第 号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用する日については、次に定めるところによる。

(A) 行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号 に定義する。本項第(4)号 の場合を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(B) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(C) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号 に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 に定める調整は行わないものとする。

- (E)取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本号において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合
- 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
  - 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記aによる行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- (F)本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- (G)本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (A)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- (B)時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- (C)完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)
- (D)本項第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- (A)株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (B)その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (C)行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が、本欄第2項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、係る調整を行うものとする。

本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に定める場合

その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、係る通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 第10回新株予約権

決議年月日	2022年8月19日
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 100,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初 6,000 各行使請求の通知日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」)における直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する価額に修正されるが、その価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額とする。 (注)3
新株予約権の行使期間	2022年9月6日から2023年9月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しており、提出日の前月末現在(2022年11月30日)において変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項及び行使停止条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項及び行使停止条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 第10回新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式100,000株、割当株式数(下記2(1)に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(下記3(1)に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、下記2に記載のとおり、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、第10回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)7. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使請求の効力が発生する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は6,000円を下回らないものとする。上記(2)の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額である。
- (5) 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は100,000株(当事業年度末現在の発行済株式総数に対する割合は2.5%)。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(上記(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：本新株予約権の発行価額の総額110,000円に下限行使価額である6,000円で本新株予約権全部が行使された場合の600,000,000円を合算した金額である600,110,000円(ただし、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている。
- (8) 権利の行使に関する事項について割当先との間の取決め内容

当社は、大和証券株式会社(以下「大和証券」)との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約(以下「本新株予約権買取契約」)を締結いたしました。

本新株予約権買取契約において、大和証券は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨並びに大和証券が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定しております。なお、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することは妨げられま

せん。

当社は、大和証券との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、2023年3月3日までの間、本新株予約権が存する限り、大和証券の事前の書面による承諾なくして、当社普通株式若しくはその他の株式又は当社普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意しております。

発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。

ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。

本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。

本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。

合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

(9) 当社の株券の売買について割当先との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(10) 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容  
該当事項はありません。

(11) その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、以下のとおりであります。

(1) 第10回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式100,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は、100株とする。)

ただし、本欄第2項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が下記第3項の規定に従って行使価額(同欄第(1)項第 号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記第3項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第3項第 号及び第 号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、第(3)項第 号(G)に定める場合その他摘適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第 号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

第10回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初6,000円とする。ただし、行使価額は本欄第2項又は第3項に従い修正又は調整される。

(2) 行使価額の修正

行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。

修正後行使価額の算出において、算定基準日に本欄第3項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

本項第 号及び第 号による算出の結果得られた金額が下限行使価額である6,000円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は本欄第3項の規定を準用して調整される。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数

に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第号乃至第号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用する日については、次に定めるところによる。

(A)行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号に定義する。本項第(4)号の場合を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(B)当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(C)取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(D)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号又はによる行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本に定める調整は行わないものとする。

(E)取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本号において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

a. 当該取得請求権付株式等に関し、本号による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして

本号の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- b. 当該取得請求権付株式等に関し、本号又は上記aによる行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- (F)本号乃至における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- (G)本号乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (A)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- (B)時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- (C)完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)
- (D)本項第(2)号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (A)株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (B)その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (C)行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が、本欄第2項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、係る調整を行うものとする。
- 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、係る通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
- 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加



えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。

( 2 ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

## 第9回新株予約権(2022年8月19日取締役会決議)

	第4四半期会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)	第17期 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	1,598	1,598
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	48,000	48,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	3,024.1	3,024.1
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	489,033	489,033
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		1,598
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券に係る累計の交付株式数(株)		48,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券に係る累計の平均行使価額等(株)		3,010.2
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券に係る累計の資金調達額(株)		489,033

## 第10回新株予約権(2022年8月19日取締役会決議)

	第4四半期会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)	第17期 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券に係る累計の平均行使価額等(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券に係る累計の資金調達額(株)		

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年2月16日 (注) 1	335	3,731	42,716	402,716	42,716	380,156
2018年4月28日 (注) 2	3,727,269	3,731,000		402,716		380,156
2018年7月23日 (注) 3	130,500	3,861,500	54,496	457,212	54,496	434,653
2018年8月22日 (注) 4	34,500	3,896,000	14,407	471,620	14,407	449,060
2018年10月1日～ 2019年9月30日 (注) 1	28,000	3,924,000	8,622	480,242	8,622	457,682
2019年10月1日～ 2020年9月30日 (注) 1	27,000	3,951,000	10,701	490,943	10,701	468,383
2020年10月1日～ 2021年9月30日		3,951,000		490,943		468,383
2021年10月1日～ 2022年9月30日 (注) 5	48,000	3,999,000	69,985	560,929	69,985	538,369

(注) 1. 新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による増加であります。

2. 株式分割（1：1,000）によるものであります。

3. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 960.00円

引受価額 835.20円

資本組入額 417.60円

払込金総額 108,993千円

4. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しの関連した第三者割当増資）

発行価格 835.20円

資本組入額 417.60円

割当先 大和証券株式会社

5. 第9回新株予約権（行使価格修正条項及び行使停止条項付）の行使による増加であります。

## (5) 【所有者別状況】

2022年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		2	26	23	19	8	3,330	3,408	
所有株式数 (単元)		18	2,136	1,154	897	26	35,735	39,966	2,400
所有株式数 の割合(%)		0.05	5.34	2.89	2.24	0.07	89.41	100.00	

(注) 自己株式34株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

## (6) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
樋口 智裕	東京都新宿区	1,743,100	43.58
田中 大介	東京都新宿区	290,000	7.25
株式会社Cygames	東京都渋谷区南平台町16 - 17	79,100	1.97
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1 - 9 - 7 大手町フィナンシャルシティサウスタワー)	33,900	0.84
河内 三佳	東京都千代田区	31,700	0.79
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1 - 6 - 1	30,782	0.76
岩崎 泰次	静岡県静岡市駿河区	30,000	0.75
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1 - 13 - 1	25,000	0.62
米田 明夫	千葉県我孫子市	24,000	0.60
成富 直行	佐賀県佐賀市	23,000	0.57
計		2,310,582	57.77

(注) 2022年10月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びその共同保有者2名が2022年9月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当連結会計年度末現在における実質所有株式数の確認ができないことから、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町1 - 9 - 7 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	11,800	0.30
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	英国 ロンドン カナリーワーフ 25 カボットスクエア E14 4QA	170,900	4.27
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国 19801 デラウェア州 ウィルミントン、オレンジ・ストリート 1209 コーポレーション・トラスト・センター、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー・気付	19,300	0.48

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,996,600	39,966	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,400		
発行済株式総数	3,999,000		
総株主の議決権		39,966	

(注) 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式34株が含まれております。

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

なお、当連結会計年度末現在の自己株式数は34株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は0.00%であります。

当該株式は、上記「発行済株式」の「単元未満株式」欄に含めております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	66	201
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)	111,800	182,942		
保有自己株式数	34		34	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営における重要課題であると認識しておりますが、当事業年度末時点においては内部留保並びに再投資によって1株当たり株主価値を向上させていくことを優先し、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。引き続き、事業拡大に向けた投資によって株主価値を高めていくことを優先に事業を進めていく方針ではありますが、将来的には、事業の進捗状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案しながら、当社株式を中長期的に保有する方針をお持ちの株主・投資家の皆様を中心に経済的利益を享受していただけるよう、より良い方法を検討してまいりたいと考えております。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、長期的かつ継続的に株主価値を高めていくために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### イ．企業統治の体制の概要

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査等委員会設置会社であります。

#### A 取締役会

取締役会は、監査等委員でない取締役3名、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役3名）で構成しております。取締役会の構成員の氏名は、後記「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであり、議長は代表取締役社長の樋口智裕が務めております。取締役会は、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。

#### (諮問委員会)

取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスについて透明性及び客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として任意の「指名・報酬委員会」を設置しております。

指名・報酬委員会は、代表取締役社長と監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役3名）で構成しており、監査等委員である取締役は全員独立役員として届出を行っております。また、指名・報酬委員会の構成員の氏名は、後記「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであり、議長は監査等委員の熊倉安希子氏が務めております。

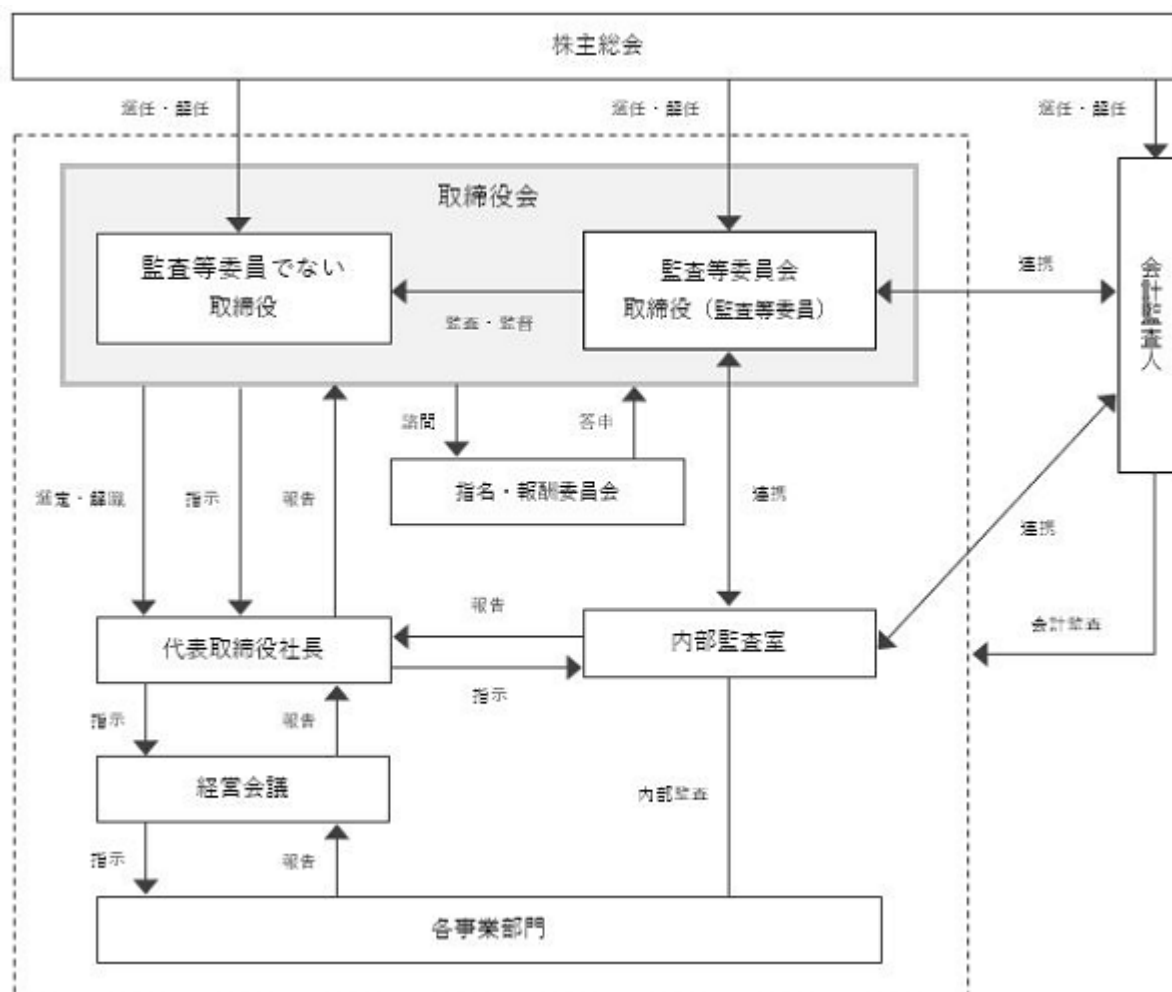
#### B 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、3名全員が社外取締役であります。監査等委員会の構成員の氏名は、後記「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであり、議長は監査等委員の熊倉安希子氏が務めております。監査等委員は、取締役会に出席し、必要に応じて公正・客観的な立場から意見を述べるとともに、監査計画に基づき取締役の職務執行を監査しており、毎月1回の定例監査等委員会において相互の情報共有を図っております。

#### C 経営会議

経営会議は、経営メンバーの協議・決定機関として、監査等委員でない取締役3名で構成されており、原則として毎週2回開催しております。経営会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、経営上の重要事項及び予算の進捗状況について、協議・決定等を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

当社の企業統治の体制を図示すると次のとおりであります。



#### ロ．当該体制を採用する理由

当社は、取締役会並びに経営会議において機動的な意思決定を行う一方、社外取締役で構成されている監査等委員会による客観的な監査等によってコーポレート・ガバナンスの実効性を担保することが可能となります。また、内部監査を担う内部監査室が各機関・機能と相互連携することによりコーポレート・ガバナンス機能が有効に機能すると判断し、現状の企業統治の体制を採用しております。

#### 企業統治のその他に関する事項

##### イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、以下のとおり取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在当該基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

##### A 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 役職員の職務執行が、法令、定款及び社内規程等に適合することを確保するため、企業理念を制定し、役職員はこれをコンプライアンスの視点をもって遵守する。
- (b) 取締役会は、経営判断に基づく重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
- (c) 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査する。
- (d) 「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設置する。
- (e) 取締役及び使用人の法令違反については、原因追究及び再発防止に努めるとともに、就業規則等に基づき、処罰の対象とする。
- (f) 「コンプライアンス規程」を制定し、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践する。



(g) コンプライアンス委員会を設置し、関係法令を遵守する体制強化を図る。

B 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 「文書管理規程」を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存・管理を行う。
- (b) 「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- (c) 「特定個人情報取扱規程」を定め、マイナンバーの保護・管理を行う。

C 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「リスク管理規程」を制定し、当社グループ全体の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (b) リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (c) 危機発生時には、担当部門の部門長は、委員長及び事務局に直ちに報告し、事務局は委員長の指示を受けて、リスク管理委員会を開催するものとする。

D 取締役（監査等委員であるものを除く。以下本項において同じ。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役は、情報共有を密に行うことにより、効率的に職務を執行する。
- (b) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (c) 取締役会を毎月1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

E 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社は、企業理念に基づき、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- (b) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。
- (c) 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案のうえ、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。
- (d) 当社は必要に応じ、子会社に対して業務の監査を行う。

F 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (a) 監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会と協議のうえ、使用人を監査等委員会スタッフとして任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (b) 監査等委員会スタッフを設置する場合には、取締役及び使用人は、当該監査等委員会スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (c) 監査等委員会スタッフは、監査等委員会からの指示に基づき、他部門へ協力体制の確保を依頼することができる。また、監査等委員会からの指示に基づき、社内の重要会議等への出席や重要文書の閲覧を行うことができる。

G 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項

- (a) 監査等委員会スタッフは、監査等委員会スタッフ業務について、取締役その他の上長等の指揮命令を受けないことにより独立性を確保し、その任命や解任、考課及び人事異動は、監査等委員会の同意を得たうえで決定するものとする。

H 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- (a) 監査等委員会は、取締役会に出席するほか経営会議等重要な会議の議事録を閲覧し、当社及び子会社の取締役（当社の取締役については監査等委員であるものを除く。以下本項において同じ。）及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- (b) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実を発見した場合には、速やかに内部通報窓口

(内部監査室又は社外弁護士)に報告する。

- (c) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

I その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員会は、法令に従い、過半数を社外取締役とし、公正かつ透明性を担保する。  
(b) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。  
(c) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。  
(d) 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の助力を得ることができる。

J 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 信頼性のある財務報告を作成することが重要であることから、「財務報告に係る内部統制基本方針」を整備し、周知徹底を図る。  
(b) 財務報告の作成過程において、虚偽記載及び誤謬が生じないよう実効性のある内部管理体制の整備及び運用を行う。

K 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (a) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。  
(b) 経営管理部を反社会的勢力対応部署とし、情報の一元管理を行うとともに、すべての使用人に「反社会的勢力対策規程」の周知徹底を行い、組織的に違法行為・不当要求へ対処する。  
(c) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備している。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を定めており、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。また、代表取締役社長を委員長とし、取締役及びその他委員長が選んだ者で構成されるリスク管理委員会を設置し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。更に、地震、火災等の災害に対処するため、「防災マニュアル」を制定し、不測の事態に備えております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

ハ．コンプライアンス体制の整備状況

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。代表取締役社長を委員長とし、当社及び子会社の常勤取締役、監査等委員会スタッフ及びその他委員長が選んだ者で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る仕組みの推進、コンプライアンスに関する研修等の実施、コンプライアンス違反に係る再発防止策の構築等を行っております。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、「内部通報規程」に基づく、内部通報制度を整備しております。

ニ．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

ホ．取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### ヘ．自己株式取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に迅速に対応し、機動的な資本政策を遂行するためであります。

#### ト．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行するためであります。

#### チ．社外取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

#### リ．責任限定契約の内容について

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### ヌ．役員等賠償責任保険の内容について

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

#### ル．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定めております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	樋口 智裕	1983年1月15日	2006年1月 2019年11月 2022年11月	当社設立 代表取締役社長(現任) 株式会社バンク・オブ・イノベーション(現株式会社Koiniwa)設立 代表取締役社長(現任) 株式会社バンク・オブ・イノベーション設立 代表取締役社長(現任)	(注) 3	1,743,100
取締役 人事部長	田中 大介	1983年9月20日	2006年1月 2007年4月 2017年3月 2019年11月 2020年9月 2021年12月 2022年11月	当社監査役 当社取締役 当社取締役 人材開発部長(現人事部長) 株式会社バンク・オブ・イノベーション(現株式会社Koiniwa)取締役 当社取締役 ゲーム運営部長兼人事部長 当社取締役 人事部長(現任) 株式会社バンク・オブ・イノベーション(現株式会社Koiniwa)監査役(現任) 株式会社バンク・オブ・イノベーション監査役(現任)	(注) 3	290,000
取締役 CFO経営管理部長	河内 三佳	1985年8月31日	2008年3月 2011年10月 2013年10月 2014年12月 2019年11月 2020年12月 2022年11月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 当社入社、経営管理部長 当社取締役CFO 経営管理部長(現任) 株式会社バンク・オブ・イノベーション(現株式会社Koiniwa)取締役(現任) GMOコネクスト株式会社取締役(現任) 株式会社バンク・オブ・イノベーション取締役(現任)	(注) 3	6,700
取締役 (監査等委員)	熊倉 安希子	1978年9月27日	2003年10月 2017年4月 2017年5月 2019年11月 2019年12月 2020年9月 2021年12月 2022年5月	朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 熊倉公認会計士事務所設立 所長(現任) 当社監査役 株式会社バンク・オブ・イノベーション(現株式会社Koiniwa)監査役 当社取締役(常勤監査等委員) 株式会社ギックス監査役(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任) 株式会社やる気スイッチグループホールディングス 取締役(現任)	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	深町 周輔	1976年1月23日	2004年10月 2011年1月 2013年12月 2015年7月 2016年3月 2018年10月 2018年11月 2019年12月	弁護士登録、弁護士法人かすが総合入所 フォーサイト総合法律事務所入所(現任) 当社監査役 株式会社シルバーライフ監査役 株式会社富士山マガジンサービス監査役(現任) 株式会社シルバーライフ取締役(監査等委員)(現任) 株式会社メルティンMMI監査役(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	木戸 隆之	1974年1月4日	2000年10月 2002年9月 2003年4月 2004年6月 2012年7月 2016年3月 2019年12月	東京都社会保険労務士会登録 株式会社エコミック入社 SATO社会保険労務士法人入所 株式会社エコミック取締役 社会保険労務士法人あんしんサポート設立 代表社員 (現任) 当社監査役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	
計						2,064,800

(注) 1. 取締役 熊倉安希子氏、深町周輔氏及び木戸隆之氏は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 熊倉安希子氏、委員 深町周輔氏、委員 木戸隆之氏

3. 2022年12月27日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2021年12月17日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の監査等委員である取締役3名は、全員社外取締役であります。

社外取締役の熊倉安希子氏は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本的关系又は取引などの特別な利害関係はありません。

社外取締役の深町周輔氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本的关系又は取引などの特別な利害関係はありません。

社外取締役の木戸隆之氏は、社会保険労務士として豊富な経験と幅広い見識を有しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本的关系又は取引などの特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役の独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、独立性に関しては株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、経営の独立性を確保していると認識しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、それぞれ取締役会等への出席を通して、内部監査・会計監査等にて確認された社内管理体制に関する重要事項についての報告を受けており、当該会議体の中で必要に応じて適宜助言等を行うことで当社の内部統制の体制強化に向けた協力を進めております。

また、監査等委員である社外取締役は、監査等委員会監査の実施に当たって、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名で構成されております。監査等委員のうち、熊倉安希子氏は公認会計士として財務及び会計の専門的な知見を、深町周輔氏は弁護士として法務の専門的な知見を、木戸隆之氏は社会保険労務士として労務の専門的な知見を有しております。

また、当社は常勤の監査等委員を選定しておりませんが、監査等委員会スタッフを選任して監査等委員会から指示を行うとともに、当該スタッフの人事異動・考課等に関しては監査等委員会の同意を得たうえで決定するものとして取締役からの独立性を確保し、監査等委員会監査の実効性を高める活動を行っております。

監査等委員会は、原則毎月1回開催する監査等委員会において相互の情報共有を図るとともに、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠して、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携のうえ、取締役会に出席するとともに経営会議その他重要な会議の議事録を閲覧し、取締役及び使用人等への質問等を通じて、経営全般に関して幅広く監査を行っております。

当事業年度の監査等委員会開催回数及び個々の監査等委員会の出席状況は次のとおりであります。

地位	氏名	開催回数	出席回数
取締役（監査等委員）	熊倉安希子	15回	15回
取締役（監査等委員）	深町 周輔	15回	15回
取締役（監査等委員）	木戸 隆之	15回	15回

監査等委員会において、主に監査方針、監査等委員の職務分担、会計監査人の評価、内部統制に関する体制及び個別事案について審議を行いました。

内部監査の状況

内部監査につきましては、当社は小規模組織であることから、代表取締役社長直轄の内部監査室及び専任の内部監査担当者1名を設置し、内部監査業務を実施しております。内部監査室は、内部監査計画に基づいて全部門に対して監査を実施し、監査結果については代表取締役社長に報告する体制となっております。また、被監査部門に対して改善事項の指摘を行い、後日改善状況を確認しております。

内部監査担当者は、監査等委員会及び会計監査人と定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うことにより情報の共有並びに連携を図っております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ．継続監査年数

10年

ハ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 村上 淳  
指定有限責任社員・業務執行社員 森竹 美江

ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、その他17名

ホ．監査法人の選任方針と理由

当社の監査等委員会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任した理由は、同監査法人の専門性、独立性、適正な監査の確保に向けた体制、及び当社事業への深い理解等を総合的に勘案して検討した結果、適任と判断したためであります。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

ヘ．監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、「ホ．監査法人の選任方法と理由」に記載のとおり、有限責任監査法人トーマツの品質管理体制、独立性等を総合的に勘案し、同監査法人が適正な監査を遂行しているものと評価しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	28,000		28,000	
連結子会社				
計	28,000		28,000	

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイト トーマツ税理士法人）に対する報酬（イ．を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社		1,630		1,630
連結子会社		840		840
計		2,470		2,470

(前連結会計年度)

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務に関するアドバイザー業務であります。

(当連結会計年度)

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務に関するアドバイザー業務であります。

八．その他重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

二．監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

ホ．監査報酬の決定方針

監査内容、監査日数等の諸要素を勘案し、双方協議かつ監査等委員会の同意を得たうえで決定しております。

ヘ．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施体制、監査報酬見積額の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2020年10月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は、取締役の報酬等の決定にあたり、誠実な経営を実現する客観性・公平性を確保した制度であること、各取締役の当社株式保有状況を考慮したうえで、中長期的な当社株式1株当たり株主価値の向上を促す報酬制度であることを基本方針としております。

監査等委員でない取締役の報酬等については、業務の内容、職位、実績・成果及び他社水準等を勘案して固定報酬の額を決定しており、株主総会の決議により定められた報酬等の限度額内で、取締役会から社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を受けて、取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、その職責・業務分担等を考慮して固定報酬の額を決定しており、株主総会の決議により定められた報酬等の限度額内で、監査等委員である取締役の協議によることとしております。

なお、当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年12月20日であり、決議の内容は、監査等委員でない取締役の報酬等の限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。）は年額200,000千円以内であり、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は年額50,000千円以内であります。提出日現在、対象となる役員は、監査等委員でない取締役は3名、監査等委員である取締役は3名となります。

当事業年度の監査等委員でない取締役の報酬等の額は、2020年12月18日及び2021年12月17日開催の取締役会において決定しております。また、当事業年度の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2020年12月18日及び2021年12月17日開催の監査等委員会において協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役					

(監査等委員及び社外取締役を除く)	38,256	38,256			3
監査等委員 (社外取締役を除く)					
社外役員	12,267	12,267			3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年10月1日から2022年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年10月1日から2022年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他セミナー等への参加を通じて、情報収集を行っております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1 1,673,572	1 1,043,828
売掛金	226,087	298,515
その他	139,718	79,960
貸倒引当金	5,000	
流動資産合計	2,034,379	1,422,303
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,679	10,679
減価償却累計額	10,580	10,636
建物(純額)	98	42
工具、器具及び備品	28,520	27,916
減価償却累計額	20,201	22,787
工具、器具及び備品(純額)	8,318	5,129
有形固定資産合計	8,416	5,171
無形固定資産		
ソフトウェア	5,571	6,407
無形固定資産合計	5,571	6,407
投資その他の資産		
繰延税金資産	354,636	535,071
敷金及び保証金	66,322	68,657
その他	3,355	2,277
貸倒引当金	3,355	
投資その他の資産合計	420,958	606,006
固定資産合計	434,946	617,585
資産合計	2,469,325	2,039,889

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	2	2 300,000
1年内返済予定の長期借入金	466,305	424,890
未払金	166,903	275,296
その他	3 133,124	3 84,563
流動負債合計	766,333	1,084,749
固定負債		
長期借入金	980,705	555,815
固定負債合計	980,705	555,815
負債合計	1,747,038	1,640,564
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,943	560,929
資本剰余金	468,383	713,916
利益剰余金	54,201	892,655
自己株式	182,838	97
株主資本合計	722,287	382,092
新株予約権		17,231
純資産合計	722,287	399,324
負債純資産合計	2,469,325	2,039,889

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上高	1 2,129,218	1 2,428,853
売上原価	2 2,327,013	2 2,381,676
売上総利益又は売上総損失( )	197,795	47,177
販売費及び一般管理費	3 609,791	3 1,055,539
営業損失( )	807,587	1,008,362
営業外収益		
受取利息	42	17
受取手数料	928	6,413
助成金収入	17,164	3,330
その他	909	406
営業外収益合計	19,045	10,168
営業外費用		
支払利息	11,607	15,246
支払手数料	1,788	2,436
営業外費用合計	13,395	17,683
経常損失( )	801,937	1,015,877
税金等調整前当期純損失( )	801,937	1,015,877
法人税、住民税及び事業税	3,996	3,012
法人税等調整額	264,346	180,435
法人税等合計	260,350	177,422
当期純損失( )	541,587	838,454
親会社株主に帰属する当期純損失( )	541,587	838,454

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
当期純損失( )	541,587	838,454
包括利益	541,587	838,454
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	541,587	838,454

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	490,943	468,383	491,571	194,015	1,256,883		1,256,883
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)							
親会社株主に帰属する当期純損失( )			541,587		541,587		541,587
自己株式の取得				273	273		273
自己株式の処分(新株予約権の行使)			4,185	11,451	7,266		7,266
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計			545,772	11,177	534,595		534,595
当期末残高	490,943	468,383	54,201	182,838	722,287		722,287

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	490,943	468,383	54,201	182,838	722,287		722,287
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	69,985	69,985			139,971		139,971
親会社株主に帰属する当期純損失( )			838,454		838,454		838,454
自己株式の取得				201	201		201
自己株式の処分(新株予約権の行使)		175,547		182,942	358,489		358,489
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						17,231	17,231
当期変動額合計	69,985	245,533	838,454	182,740	340,194	17,231	322,963
当期末残高	560,929	713,916	892,655	97	382,092	17,231	399,324

(注) 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)の変動事由

新株予約権の発行による増加26,660千円および新株予約権の行使による減少9,428千円

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	801,937	1,015,877
減価償却費	6,560	4,714
貸倒引当金の増減額( は減少)	8,355	8,355
受取利息	42	17
助成金収入	17,164	3,330
支払利息	11,607	15,246
売上債権の増減額( は増加)	141,811	72,427
未払金の増減額( は減少)	575	108,392
前受金の増減額( は減少)	93,545	88,841
未収消費税等の増減額( は増加)	65,858	53,401
その他	8,248	45,678
小計	801,390	961,416
利息の受取額	42	17
利息の支払額	11,608	15,352
法人税等の支払額	150	872
法人税等の還付額	66,110	
助成金の受取額	17,164	3,330
営業活動によるキャッシュ・フロー	729,831	974,294
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	20,006	111,000
定期預金の預入による支出	80,001	10,000
有形固定資産の取得による支出	5,521	201
無形固定資産の取得による支出		2,104
敷金及び保証金の回収による収入	73	
敷金及び保証金の差入による支出		2,335
投資活動によるキャッシュ・フロー	65,443	96,359
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)		300,000
長期借入れによる収入	500,000	80,000
長期借入金の返済による支出	581,909	546,305
株式の発行による収入		137,139
自己株式の処分による収入		351,893
自己株式の取得による支出	273	201
ストックオプションの行使による収入	7,266	
新株予約権の発行による収入		26,660
財務活動によるキャッシュ・フロー	74,916	349,186
現金及び現金同等物に係る換算差額	104	3
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	870,087	528,744
現金及び現金同等物の期首残高	2,221,460	1,351,372
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,351,372	1 822,628

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

(2) 連結子会社の名称

株式会社バンク・オブ・インキュベーション

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物は定額法、それ以外の有形固定資産は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～3年

工具、器具及び備品 5年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ユーザー課金収入

当社グループは、スマートフォンアプリの開発・運営を行っており、国内外のプラットフォーム運営事業者が運営するプラットフォームを介して無料で提供しておりますが、アプリ内では有料アイテムを販売しております。なお、当社グループがユーザーに対して提供する有料アイテムは、購入から消費までの期間が極めて短いことから、ユーザーが仮想通貨を消費して当社グループがアイテムを提供した時に売上を計上しております。

ロ. その他（自社IP提供先から収受するレベニューシェア等）

当社グループは、自社で開発したゲームアプリを自社IPとして他社（以下、「自社IP提供先」という。）に著作物利用許諾を行っております。自社IP提供先は国内外向けのゲームアプリを開発し、プラットフォームを介して無料で提供するほか、アプリ内では有料アイテムを販売しております。当社はその売上の一部をロイヤルティーとして収受しており、その入金額が確定した時点で当社の売上として計上しております。



(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産	354,636	535,071

(2) 見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、新作ゲームアプリの開発費の増加や「恋庭」の立ち上げによる多額の広告宣伝費が先行したこと等により、当連結会計年度末において税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を496,040千円計上しております。

この税務上の繰越欠損金については、繰越期間(10年)以内の一定の年数(2年)にわたる将来の課税所得(税務上の繰越欠損金控除前)の見積額に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジュールを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。また、回収が見込まれる金額の算定における控除見込額のスケジュールは、当社取締役会の承認を受けた事業計画に基づいており、以下の仮定において見積もっております。

翌連結会計年度は新作ゲームアプリの配信開始に伴い、上半期には黒字に転換し、通期で連結営業利益を計上すること。

翌々連結会計年度においても収益が堅調に推移し、引き続き連結営業利益を計上すること。

新型コロナウイルス感染症による影響は、当連結会計年度同様、当社グループの事業活動へ与える影響は軽微であること。

なお、この見積りにおいて用いた仮定が、各タイトルの収益が想定よりも大きく下回ることなどにより、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

(会計方針の変更)

収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。従来、該当する会計期間にユーザーが課金した金額( )に、前期末( )及び該当する会計期間末( )においてユーザーが使用していない仮想通貨(未消費仮想通貨)を見積って算定した前受金を加減算( + - )することにより、仮想通貨の消費時に売上を計上しておりましたが、当連結会計年度から、ユーザーが仮想通貨を消費した際に提供するアイテムの性質に応じて売上を計上する方法に変更しております。なお、当社グループがユーザーに対して提供するアイテムは、購入から消費までの期間が極めて短いことから、結果として従来どおりユーザーが仮想通貨を消費して当社グループがアイテムを提供した時に売上を計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた1,837千円は、「受取手数料」928千円、「その他」909千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度における「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未収消費税等の増減額(は増加)」は、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた57,610千円は、「未収消費税等の増減額(は増加)」65,858千円、「その他」8,248千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保等に供している資産

資金決済に関する法律に基づき、次のとおり供託しております。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
現金及び預金(定期預金)	27,200千円	37,200千円

2 当座貸越契約及びコミットメントライン契約(借手側)

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	600,000千円	300,000千円
借入実行残高	〃	300,000 〃
差引額	600,000千円	千円

3 顧客との契約から生じた契約負債の残高

契約負債(前受金)については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債(前受金)の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 (1)契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高は、顧客との契約から生じる収益であります。

2 当期売上原価に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

研究開発費	668,854千円	559,793千円
-------	-----------	-----------

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
役員報酬	60,246千円	50,523千円
給料手当	72,829 "	58,372 "
広告宣伝費	370,861 "	833,042 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	3,951,000			3,951,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	118,674	94	7,000	111,768

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 94株

ストックオプション行使に伴う自己株式の処分 7,000株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	
提出会社	第7回ストック・オプションとしての新株予約権					
	第8回ストック・オプションとしての新株予約権					
	合計					

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,951,000	48,000		3,999,000

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)による増加 48,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	111,768	66	111,800	34

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 66株

新株予約権行使に伴う自己株式の処分 111,800株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)	
			当連結会計年度期首	増加	減少		当連結会計年度末
提出会社	第8回ストック・オプションとしての新株予約権						
	行使価額修正条項及び行使停止条項付第9回新株予約権(2022年9月6日発行)	普通株式		450,000	159,800	290,200	17,121
	行使価額修正条項及び行使停止条項付第10回新株予約権(2022年9月6日発行)	普通株式		100,000		100,000	110
	合計			550,000	159,800	390,200	17,231

(変動事由の概要)

行使価額修正条項及び行使停止条項付第9回及び第10回新株予約権の発行による増加 550,000株

行使価額修正条項及び行使停止条項付第9回新株予約権の権利行使による減少 159,800株

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金	1,673,572千円	1,043,828千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	322,200 "	221,200 "
現金及び現金同等物	1,351,372千円	822,628千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
1年内	116,719千円	116,719千円
1年超	233,439 "	116,719 "
合計	350,159千円	233,439千円

(注) 定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品の状況に関する取組方針

当社グループは、スマートフォンアプリ関連事業を行うための事業計画に照らして、必要資金を主に金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社グループは、デリバティブ取引を行っておりません。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、事務所の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は運転資金の調達を目的としたものであり、一部を除いて変動金利による調達のため、金利変動リスクに晒されております。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

##### (5) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち89.9%が特定の大口決済代行事業者に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	66,322	66,322	0
資産計	66,322	66,322	0
長期借入金 ( 3 )	1,447,010	1,440,321	6,688
負債計	1,447,010	1,440,321	6,688

- ( 1 ) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ( 2 ) 「売掛金」、「未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
- ( 3 ) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

当連結会計年度(2022年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	68,657	68,657	0
資産計	68,657	68,657	0
長期借入金 ( 3 )	980,705	975,893	4,811
負債計	980,705	975,893	4,811

- ( 1 ) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ( 2 ) 「売掛金」、「未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
- ( 3 ) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2021年9月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,673,572			
売掛金	226,087			
敷金及び保証金		66,322		
合計	1,899,660	66,322		

## 当連結会計年度(2022年9月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,043,828			
売掛金	298,515			
敷金及び保証金		68,657		
合計	1,342,343	68,657		

(注2) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2021年9月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金						
長期借入金	466,305	428,220	351,935	187,190	13,360	
合計	466,305	428,220	351,935	187,190	13,360	

## 当連結会計年度(2022年9月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	300,000					
長期借入金	424,890	355,265	187,190	13,360		
合計	724,890	355,265	187,190	13,360		

(注3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年9月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		68,657		68,657
資産計		68,657		68,657
長期借入金		975,893		975,893
負債計		975,893		975,893

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金については、償還予定時期を見積り、リスクフリーレートを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性及び重要性に応じてレベル2に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

帳簿価額と時価がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性及び重要性に応じてレベル2に分類しております。



(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストックオプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第8回新株予約権	
会社名	提出会社
決議年月日	2017年9月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、当社従業員2名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 31,000株
付与日	2017年9月15日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にある者であることを要する。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 2017年9月15日 至 2019年9月30日
権利行使期間	自 2019年10月1日 至 2026年9月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年4月28日付の株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

第8回新株予約権	
会社名	提出会社
決議年月日	2017年9月12日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	4,000
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	4,000

(注) 2018年4月28日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載していません。

## 単価情報

第8回新株予約権	
会社名	提出会社
決議年月日	2017年9月12日
権利行使価格(円)	750
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

(注) 2018年4月28日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の金額に換算して記載しております。

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与した時点においては、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価額に基づき決定しております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	9,800千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産		
売掛金	7,098 千円	13,815 千円
貸倒引当金	2,558 "	
減価償却超過額	19,885 "	54,268 千円
一括償却資産償却超過額	3,470 "	2,936 "
敷金及び保証金	16,735 "	16,735 "
税務上の繰越欠損金	294,414 "	591,739 "
その他(注)1	29,767 "	13,247 "
繰延税金資産小計	373,930 千円	692,744 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)3	"	95,699 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	19,294 "	61,973 "
評価性引当額小計(注)2	19,294 "	157,673 "
繰延税金資産合計	354,636 千円	535,071 千円
繰延税金資産純額	354,636 千円	535,071 千円

- (注) 1. 前連結会計年度において、独立掲記しておりました繰延税金資産の「前受金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替を行っております。この結果、前連結会計年度の注記において繰延税金資産の「前受金」に表示していた28,369千円は、「その他」として組み替えております。
2. 評価性引当額が138,378千円増加しております。この増加の主な内容は、当社において減価償却超過額に係る評価性引当額を27,560千円、連結子会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を95,699千円追加的に認識したことに伴うものであります。
3. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前連結会計年度(2021年9月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)						294,414	294,414
評価性引当額							
繰延税金資産						294,414	294,414

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年9月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (b)						591,739	591,739
評価性引当額						95,699	95,699
繰延税金資産						496,040	(c) 496,040

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(c) 税務上の繰越欠損金591,739千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産496,040千円を計上しております。当該繰延税金資産496,040千円は、当社グループにおける税務上の繰越欠損金の残高591,739千円の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は2022年9月期に税金等調整前当期純損失を1,015,877千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

売上収益の主要な区分	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
ユーザー課金収入	2,268,007
その他	160,846
顧客との契約から生じる収益	2,428,853
その他の収益	
外部顧客への売上高	2,428,853

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、スマートフォンアプリの開発・運営を行っており、国内外のプラットフォーム運営事業者が運営するプラットフォームを介して無料で提供しておりますが、アプリ内では有料アイテムを販売しております。顧客との契約における履行義務の充足の時期、取引価格及び履行義務への配分額の算定方法については、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社のスマートフォンアプリ関連事業におけるユーザー課金収入の対価はプラットフォームを介して極めて短い期間で受領しており、自社IP提供先から收受するレベニューシェアを含むその他の取引の対価についても履行義務の充足時点から極めて短い期間で受領しているため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

## (1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	226,087
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	298,515
契約負債（期首残高）	93,795
契約負債（期末残高）	19,783

契約負債は、ユーザーがゲーム内課金を通して取得したゲーム内通貨のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、93,795千円であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が74,011千円減少した主な理由は、前受金として計上していた当社ゲームアプリの中国本土展開にかかる契約金が売上高に振り替えられたことによる前受金の減少であり、これにより89,970千円減少しております。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、スマートフォンアプリ関連事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループのサービス提供先は、ゲームの利用者（一般ユーザー）であるため、連結損益計算書の売上高の10%を超える主要な顧客は存在いたしません。なお、連結損益計算書の売上高の10%を超える決済代行業者を通じて入金された売上高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

相手先の名称又は氏名	売上高
Apple Inc.	1,086,214
Google LLC	851,780

当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループのサービス提供先は、ゲームの利用者（一般ユーザー）であるため、連結損益計算書の売上高の10%を超える主要な顧客は存在いたしません。なお、連結損益計算書の売上高の10%を超える決済代行業者を通じて入金された売上高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

相手先の名称又は氏名	売上高
Apple Inc.	1,274,651
Google LLC	786,472

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり純資産額	188.13円	95.54円
1株当たり当期純損失( )	141.28円	217.96円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失( )の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり当期純損失( )		
親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	541,587	838,454
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	541,587	838,454
普通株式の期中平均株式数(株)	3,833,341	3,846,695
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	722,287	399,324
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		17,231
(うち新株予約権(千円))		(17,231)
(うち非支配株主持分(千円))		
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	722,287	382,092
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,839,232	3,998,966

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		300,000	0.78	2022年10月31日
1年以内に返済予定の長期借入金	466,305	424,890	0.82	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	980,705	555,815	0.82	2023年～2026年
合計	1,447,010	1,280,705		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。  
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	355,265	200,550		

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	471,305	1,145,636	1,742,780	2,428,853
税金等調整前四半期(当期)純損失 (千円)	261,910	394,381	677,148	1,015,877
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 (千円)	179,138	268,837	461,772	838,454
1株当たり四半期(当期)当期純損失 (円)	46.66	70.02	120.28	217.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 (円)	46.66	23.36	50.25	97.36



## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1 1,593,030	1 861,265
売掛金	2 178,161	2 151,280
前払費用	54,458	47,150
その他	2 88,107	2 52,124
貸倒引当金	5,000	
流動資産合計	1,908,757	1,111,822
固定資産		
有形固定資産		
建物	98	42
工具、器具及び備品	8,318	5,129
有形固定資産合計	8,416	5,171
無形固定資産		
ソフトウェア	5,571	6,407
無形固定資産合計	5,571	6,407
投資その他の資産		
関係会社株式	100,000	100,000
関係会社長期貸付金	300,000	600,000
繰延税金資産	244,801	454,211
敷金及び保証金	66,322	68,657
その他	3,355	2,277
貸倒引当金	3,355	
投資その他の資産合計	711,123	1,225,146
固定資産合計	725,111	1,236,724
資産合計	2,633,868	2,348,546

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	3	3 300,000
1年内返済予定の長期借入金	466,305	424,890
未払金	124,215	185,809
未払費用	11,221	13,063
未払法人税等	992	6,528
未払消費税等	12,458	
前受金	93,253	3,300
預り金	14,357	18,365
流動負債合計	722,804	951,957
固定負債		
長期借入金	980,705	555,815
固定負債合計	980,705	555,815
負債合計	1,703,509	1,507,772
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,943	560,929
資本剰余金		
資本準備金	468,383	538,369
その他資本剰余金		175,547
資本剰余金合計	468,383	713,916
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	153,871	451,205
利益剰余金合計	153,871	451,205
自己株式	182,838	97
株主資本合計	930,359	823,542
新株予約権		17,231
純資産合計	930,359	840,774
負債純資産合計	2,633,868	2,348,546

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	
売上高	1	1,968,046	1	1,546,385
売上原価	1	2,145,135	1	1,898,893
売上総損失( )		177,089		352,508
販売費及び一般管理費	2	406,551	2	471,775
営業損失( )		583,640		824,284
営業外収益				
受取利息	1	1,063	1	3,479
受取手数料		928		6,413
経営管理料	1	12,000	1	12,000
助成金収入		17,164		3,330
その他		909		135
営業外収益合計		32,066		25,358
営業外費用				
支払利息		11,607		11,954
支払手数料		1,788		903
営業外費用合計		13,395		12,858
経常損失( )		564,970		811,784
税引前当期純損失( )		564,970		811,784
法人税、住民税及び事業税		3,924		2,702
法人税等調整額		154,511		209,409
法人税等合計		150,586		206,707
当期純損失( )		414,383		605,076

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	941,527	43.9	881,886	46.4
経費		1,203,608	56.1	1,017,007	53.6
売上原価		2,145,135	100.0	1,898,893	100.0

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
支払手数料 2	765,689	610,936
外注費	134,810	108,711
業務委託費	127,606	123,306

2. プラットフォーム事業者等への手数料を含んでおります。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式			株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	490,943	468,383		468,383	572,439	572,439	194,015	1,337,751	1,337,751	
当期変動額										
新株の発行(新株予 約権の行使)										
当期純損失( )					414,383	414,383		414,383	414,383	
自己株式の取得							273	273	273	
自己株式の処分(新 株予約権の行使)					4,185	4,185	11,451	7,266	7,266	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計					418,568	418,568	11,177	407,391	407,391	
当期末残高	490,943	468,383		468,383	153,871	153,871	182,838	930,359	930,359	

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式			株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	490,943	468,383		468,383	153,871	153,871	182,838	930,359	930,359	
当期変動額										
新株の発行(新株予 約権の行使)	69,985	69,985		69,985				139,971	139,971	
当期純損失( )					605,076	605,076		605,076	605,076	
自己株式の取得							201	201	201	
自己株式の処分(新 株予約権の行使)			175,547	175,547			182,942	358,489	358,489	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								17,231	17,231	
当期変動額合計	69,985	69,985	175,547	245,533	605,076	605,076	182,740	106,817	89,585	
当期末残高	560,929	538,369	175,547	713,916	451,205	451,205	97	823,542	840,774	

(注) 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)の変動事由

新株予約権の発行による増加26,660千円及び新株予約権の行使による減少9,428千円

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物は定額法、それ以外の有形固定資産は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～3年

工具、器具及び備品 5年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ユーザー課金収入

当社は、スマートフォンアプリの開発・運営を行っており、国内外のプラットフォーム運営事業者が運営するプラットフォームを介して無料で提供しておりますが、アプリ内では有料アイテムを販売しております。なお、当社がユーザーに対して提供する有料アイテムは、購入から消費までの期間が極めて短いことから、ユーザーが仮想通貨を消費して当社がアイテムを提供した時に売上を計上しております。

ロ. その他（自社IP提供先から收受するレベニューシェア等）

当社は、自社で開発したゲームアプリを自社IPとして他社（以下、「自社IP提供先」という。）に著作物利用許諾を行っております。自社IP提供先は国内外向けのゲームアプリを開発し、プラットフォーム等を介して無料で提供するほか、アプリ内では有料アイテムを販売しております。当社はその売上の一部をロイヤルティーとして收受しており、その入金額が確定した時点で当社の売上として計上しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
関係会社株式	100,000	100,000
関係会社長期貸付金	300,000	600,000

(2) 見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式及び関係会社長期貸付金は、連結子会社である株式会社バンク・オブ・インキュベーションに対するものであります。

当社は、関係会社株式について取得原価をもって貸借対照表価額とし、実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行います。回復する見込みがあると認められる場合には減損処理を行わないこととしております。また、関係会社貸付金の評価については、関係会社の財政状態が悪化し、債権の回収に重大な問題が発生する可能性が高い場合に、個別に貸倒引当金を計上することとしております。

株式会社バンク・オブ・イノベーションは、「恋庭」の立ち上げによる多額の広告宣伝費が先行したこと等により、当事業年度末において債務超過の状況にありますが、財政状態が回復する見込であると認められるため、株式の減損処理及び貸付金に対する貸倒引当金の計上は行っておりません。同社の財政状態の回復については、「恋庭」が今後の収益獲得に貢献し、2024年9月期までに財政状態が回復するとの仮定を置いて見積もっております。

なお、この見積りによって用いた仮定が、「恋庭」の収益が想定よりも大きく下回ることなどにより見直しが必要になった場合、翌事業年度において、関係会社株式評価損及び貸倒引当金を計上する可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産	244,801	454,211

### (2) 見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は、新作ゲームアプリの開発費の増加等により、当事業年度末において税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を425,387千円計上しております。

この税務上の繰越欠損金については、繰越期間（10年）以内の一定の年数（2年）にわたる将来の課税所得（税務上の繰越欠損金控除前）の見積額に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジュールリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。また、回収が見込まれる金額の算定において、控除見込額のスケジュールリングは、当社取締役会の承認を受けた事業計画に基づいており、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載の仮定を置いて見積もっております。

なお、この見積りにおいて用いた仮定が、各タイトルの収益が想定よりも大きく下回ることなどにより、見直しが必要になった場合、翌事業年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

### (会計方針の変更)

#### 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。従来、該当する会計期間にユーザーが課金した金額（ ）に、前期末（ ）及び該当する会計期間末（ ）においてユーザーが使用していない仮想通貨（未消費仮想通貨）を見積って算定した前受金を加減算（ + - ）することにより、仮想通貨の消費時に売上を計上してはりましたが、当事業年度から、ユーザーが仮想通貨を消費した際に提供するアイテムの性質に応じて売上を計上する方法に変更しております。なお、当社グループがユーザーに対して提供するアイテムは、購入から消費までの期間が極めて短いことから、結果として従来どおりユーザーが仮想通貨を消費して当社グループがアイテムを提供した時に売上を計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89 - 3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

#### 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた1,837千円は、「受取手数料」928千円、「その他」909千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保等に供している資産

資金決済に関する法律に基づき、次のとおり供託しております。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
現金及び預金(定期預金)	27,200千円	27,200千円
計	27,200千円	27,200千円

2 関係会社に対する資産及び負債

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記したものを除く)は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
短期金銭債権	18,246千円	33,454千円
計	18,246千円	33,454千円

3 当座貸越契約及びコミットメントライン契約(借手側)

当社は、運転資金の効率的な調整を行うため取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
貸出コミットメントの総額	600,000千円	300,000千円
借入実行残高		300,000千円
差引額	600,000千円	千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	12,074 千円	67,270 千円
売上原価	67,659 "	101,918 "
営業取引以外の取引による取引高	13,021 "	15,463 "



## 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
役員報酬	60,246 千円	50,523 千円
給料手当	72,829 "	58,372 "
広告宣伝費	173,776 "	258,679 "
おおよその割合		
販売費	43.5%	57.3%
一般管理費	56.5%	42.7%

## (有価証券関係)

## 前事業年度 (2021年9月30日)

関係会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	100,000千円

## 当事業年度 (2022年9月30日)

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	100,000千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産		
売掛金	7,098 千円	13,815 千円
貸倒引当金	2,558 "	
減価償却超過額	8,300 "	45,258 千円
一括償却資産償却超過額	3,470 "	2,936 "
敷金及び保証金	16,735 "	16,735 "
税務上の繰越欠損金	196,292 "	425,387 "
その他	29,639 "	8,188 "
繰延税金資産小計	264,095 千円	512,323 千円
評価性引当額	19,294 "	58,111 "
繰延税金資産合計	244,801 千円	454,211 千円
繰延税金負債		
未払事業税		
繰延税金負債合計		
繰延税金資産純額	244,801 千円	454,211 千円

(注) 前事業年度において、独立掲記しておりました繰延税金資産の「前受金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替を行っております。この結果、前事業年度の注記において繰延税金資産の「前受金」に表示していた28,241千円は、「その他」として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

会社分割による子会社設立

2022年11月1日付で、当社のメタバースプロジェクト（ゲーム×メタバース）の新規事業（以下、「本件事業」）に関する権利義務を新設分割により新設した株式会社バンク・オブ・イノベーション（以下、「新設会社」）に承継いたしました。なお、連結子会社である株式会社バンク・オブ・イノベーションは、2022年10月1日付で株式会社Koiniwaに商号変更しております。

(1) 会社分割の目的

当社は、これまで本件事業の企画に取り組んでまいりましたが、より効率的に開発を進めていくためには独立した法人として分離すべきであると判断し、この度本件分割により完全子会社を設立することいたしました。

(2) 会社分割の方式

当社を分割会社とし、本件分割により設立される新設会社を承継会社とする簡易新設分割であります。

(3) 会社分割に係る割当ての内容

新設会社は本件分割に際して普通株式200株を発行し、その全てを当社に割当交付いたしました。

(4) 新設会社の概要

名称	株式会社バンク・オブ・イノベーション
所在地	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 樋口 智裕
資本金の額	10百万円
純資産の額	20百万円
資産の額	20百万円
負債の額	0百万円
事業内容	スマートフォンアプリのサービス
決算期	9月30日

(5) 会社分割の日程

取締役会決議日 2022年9月6日

会社分割の効力発生日 2022年11月1日

(注) 本件分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割に該当するため、株主総会の承認決議を経ずに行うこととしております。

(6) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理をしております。

(7) その他

新設会社は当社の完全子会社であるため、本件分割が翌事業年度の業績に与える影響は軽微であります。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産						
建物				56	10,679	10,636
工具、器具及び備品				3,390	27,916	22,787
有形固定資産計				3,446	38,595	33,424
無形固定資産						
ソフトウェア				1,267	16,716	10,308
無形固定資産計				1,267	16,716	10,308

(注) 1. 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 当期末残高については、取得価額により記載しております。

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	8,355		8,355		

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3カ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載を行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://boi.jp/ir/">https://boi.jp/ir/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株式は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第16期(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日) 2021年12月20日 関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年12月20日 関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第17期第1四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) 2022年2月14日 関東財務局長に提出。

第17期第2四半期(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日) 2022年5月13日 関東財務局長に提出。

第17期第3四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月12日 関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2022年12月27日 関東財務局長に提出。

#### (5) 有価証券届出書(第三者割当による行使価額修正条項及び行使停止条項付新株予約権の発行)及びその添付書類

2022年8月19日 関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年12月27日

株式会社バンク・オブ・イノベーション  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村上	淳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森竹	美江

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バンク・オブ・イノベーションの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バンク・オブ・イノベーション及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。



ユーザー課金収入にかかる売上高	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項の（収益認識関係）に記載されているとおり、当連結会計年度におけるユーザー課金収入にかかる売上高は2,268,007千円であり、連結売上高の93%を占めている。ユーザー課金収入にかかる売上高は主として、ユーザーがスマートフォンゲーム内で使用する仮想通貨を購入（課金）し、ゲーム内で当該仮想通貨を使用することにより発生する。当該売上高は、「収益認識に関する会計基準」等の適用の前後において変更はなく、当連結会計年度にユーザーが課金した金額（ ）に、前連結会計年度末（ ）及び当連結会計年度末日（ ）においてユーザーが使用していない仮想通貨（未消費仮想通貨）を見積って算定した前受金を加減算（ + - ）して計上されている。</p> <p>当該売上高の計上プロセスのうち、 のユーザー課金額は、ゲームアプリのプラットフォーム運営会社が発行する証憑に基づき、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における売掛金を加減算して算出されている。また、及び の前受金は、ユーザーがまだアイテム等の購入に使用していない未消費仮想通貨量、返金時単価として定められた単価及び予想返金率に基づいて算出されており、当該データはITを利用した情報システムにより処理されている。このようにゲーム内の仮想通貨の管理やアイテム等の購入にかかる処理は情報システムに依存しているため、当該売上高の計上を正確に行うためには、会社グループは、 のユーザー課金額並びに及び の未消費仮想通貨から算出される前受金に関する情報システムを安定的に運用するとともに、将来の返金率を適切に見積る必要がある。</p> <p>以上により、当監査法人は、ユーザー課金収入にかかる売上高の計上プロセスを慎重に検討する必要があることから、売上高の正確性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であるため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、連結売上高の93%を占めているユーザー課金収入にかかる売上高が正確に計上されているかを検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社グループが配信するスマートフォンゲームの動向及び売上高の推移を理解するため、スマートフォンゲーム市場の趨勢、競合他社の業績動向等の利用可能な外部データとの比較を行い、経営者と協議した。</li> <li>・ 当監査法人のIT専門家を利用し、売上高の計上プロセスのうち情報システムにおけるデータの流れや処理プロセスに関する内部統制を理解した。更にゲームの基幹システムに関するIT統制及び仮想通貨の購入・消費による未消費仮想通貨量の正確性に関連するIT統制の整備状況を評価した。</li> <li>・ プラットフォーム運営会社が発行した証憑と のユーザー課金額が整合しているかを検証した。また、 のユーザー課金額からプラットフォーム運営会社が徴収するプラットフォーム利用料を控除した金額が入金されているかを検証した。</li> <li>・ 予想返金率について、過去に終了したゲームにおける返金実績と整合するかどうかを検討し、見積りの仮定の合理性を確かめた。</li> <li>・ 未消費仮想通貨量、返金時単価として定められた単価及び予想返金率に基づき、 の前受金の再計算を実施した。</li> <li>・ 売上高の算定過程（ + - ）について、再計算を実施した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社バンク・オブ・イノベーションの2022年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社バンク・オブ・イノベーションが2022年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効である

と表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2022年12月27日

株式会社バンク・オブ・イノベーション

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村上 淳

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 竹 美 江

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バンク・オブ・イノベーションの2021年10月1日から2022年9月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バンク・オブ・イノベーションの2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### ユーザー課金収入にかかる売上高

当事業年度の損益計算書に計上されている売上高1,546百万円は、主にユーザーがスマートフォンゲーム内で使用する仮想通貨を購入（課金）し、ゲーム内で当該仮想通貨を使用することにより発生する。監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（ユーザー課金収入にかかる売上高）と同一内容であるため、記載を省略している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。